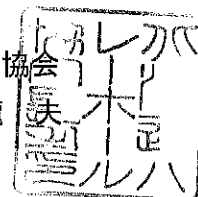


北海道バレーボール協会競技者及び役員倫理規程
に基づく処分の決定について（お知らせ）

北海道バレーボール協会は、本会競技者及び役員倫理規程（平成 24 年 3 月 10 日施行）第 3 条に規定する違反行為（暴力行為）があった者に対する処分内容を、次のとおり決定したのでお知らせします。

平成 29 年 3 月 18 日

北海道バレーボール協会
会長 近藤 龍



1 被処分者

胆振管内高等学校女子バレーボール部前顧問（45 歳）

2 処分内容

北海道バレーボール協会が主催又は共催する競技会及び事業への出場並びに活動は、無期限停止とします。